

公益財団法人下野奨学会への ご寄付のお願い

下野奨学会は、成績優秀で家庭の経済状況が特に厳しい高校生、高専生1～3年生に返済不要の奨学金を給付しています。
栃木県の人材育成のため、皆様の浄財をご寄付ください。

下野奨学会は1958年、下野新聞社が中心になって栃木県各界の賛同をいただき創設されました。

下野奨学会の事業は、県民の皆様から寄付金をお預かりし、成績は優秀で家庭が困窮している県内高校生、高専生1～3年生に奨学金を給付することです。奨学金は給付型で、返済は不要です。

下野奨学会の就学支援によって高校に進学した方々は累計で1,053人を数え、その多くが国内外の第一線で活躍しています。

下野奨学会は今後も、栃木県の人材育成に貢献するため、県内高校生、高専生への奨学金給付事業を継続、拡充していきます。

つきましては、皆様方の善意のご寄付を下野奨学会にお寄せいただきますよう、お願い申し上げます。



奨学生証書授与式の様子

下野奨学会への寄付 5つの特徴

- ① 寄付された方全員のお名前と寄付額が下野新聞に掲載されます。
- ② 高額寄付はニュースとして下野新聞に掲載されます。
- ③ 個人の2,000円以上の寄付は、確定申告をすれば、所得税の税額控除または、所得控除の対象となります。
- ④ 企業など法人の寄付は一定額が法人税の損金に算入されます。
- ⑤ 特別奨学金が2014年4月に創設され、一定額以上の寄付をすれば基金を設置でき、基金に寄付者のお名前を付けられます。

●公益財団法人下野奨学会の事業概要

奨 学 金 の 種 類	①一般奨学金(生活困窮家庭の生徒) ②交通遺児奨学金(交通事故で遺児となった生徒。給付条件一般奨学金と同じ) ③特別奨学金(一般奨学金と交通遺児奨学金に上乗せ給付する一時金)
対 象 者	栃木県内の公私立高校及び国立高等専門学校1～3年に在籍する生徒
募 集 人 数	毎年度20人程度
奨学金の給付額	①高校・高専在学の3年間、1人月額22,000円を給付 ②高校・高専入学時に入学祝い金と入学準備金を1人計150,000円給付 ③高校卒業祝い金、高専3年次終了祝い金を1人50,000円給付
返 済 の 有 無	全額給付型奨学金で、返済は不要
応 募 資 格	下記の条件をすべて満たすことが必要。 (1)栃木県内の中学に在籍し、県内高校・高専への進学を希望する生徒 (2)心身共に健康で高い志があり、在籍中学校長が学業が優秀と認め推薦する生徒 (3)高校・高専の学費等の支払いが困難で、世帯総税込年収が420万円以下である (4)他奨学会と併願していない
応 募 期 間	毎年9月1日から12月中旬
選 考 方 法	毎年2月、下野奨学会役員と評議員、外部有識者による下野奨学生選考委員会で決定
奨 学 生 の 義 務	(1)高校・高専での毎年度の学業成績表の提出 (2)生活状況等の報告 (3)所定の書類や作文の提出



公益財団法人
下 野 奨 学 会

〒320-8686 宇都宮市昭和1丁目8番11号(下野新聞社内)
TEL (028) 625-1565(直) FAX (028) 625-1136
ホームページ「下野新聞digital」 <https://www.shimotsuke.co.jp/>

公益財団法人下野奨学会へのご寄付のご案内

税制上の優遇措置があります

公益財団法人は税制上の特定公益増進法人に位置づけられ、下野奨学会への寄付は税制上の優遇措置が受けられます。

(1)個人の寄付(所得税)

その年(暦年)の公益財団法人下野奨学会に対する寄付は、その合計額が2000円を超えれば確定申告により優遇措置が適用されます。

確定申告の際に「所得控除」か「税額控除」を選択できます。

①「所得控除」

所得控除を行った後に税額を掛けるため、所得や税率が高い寄付者に減税効果が大きい制度です。

②「税額控除」

行政庁の証明を受けた公益法人に対する寄付金は税額控除も適用されます。下野奨学会は平成24年12月26日付で行政庁の栃木県から、その証明を受けました。

税額控除は税額を算出した後に、税率に関係なく、税額から寄付金額を控除するため、小口の寄付でも減税効果が大きい制度です。

※お手続き

控除を受けるには、確定申告の際に「所得控除」か「税額控除」のどちらかを選択したうえ、下野奨学会が発行する領収書を添付し、税務署に申告してください。

「税額控除」を選択される場合は、栃木県が下野奨学会に交付した「税額控除に係る証明書」も合わせて添付してください。同証明書は下野奨学会ホームページに掲載してありますので、それをダウンロードしてください。

(2)法人の寄付(法人税)

法人の寄付は所得や資本金額などから算出される一定額を限度に、損金に算入できます。損金算入の分だけ、課税対象額が減ります。

ご寄付の手続きについて

(1)取り扱い窓口

下野奨学会へのご寄付は宇都宮市昭和1-8-11の下野新聞社本社のほか、栃木県内の下野新聞総局・支局で受け付けています。

(2)寄付の方法

現金持参または銀行振り込みに限らせていただきます。

①寄付金を直接、下野新聞社本社・総局・支局の取り扱い窓口にご持参ください。

②銀行振り込みの場合、事務局にお電話をいただければ、専用振込用紙(足利銀行指定口座専用)をご送付します。その専用振込用紙で足利銀行本店・支店から指定口座にご送金いただければ、振込手数料は無料です。

(3)下野新聞へのご寄付者名掲載

寄付されたすべての個人、法人のお名前と寄付額を毎週月曜付の下野新聞に掲載しています。新聞休刊日などにより、掲載日が変わることがあります。あらかじめご了承ください。